

令和 8 年 6 月

お客さま各位

各種規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、令和 8 年 10 月 1 日付で各種規定を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

2. 改定となる規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・預金規定集（普通預金規定（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金共通規定、一般積立定期預金規定、定期積金規定〈スーパー積金〉）
- ・代金取立規定

3. 改定内容

- ①手形・小切手の振出期限の設定（払出期限：令和 8 年 9 月 30 日）
- ②他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了（受付終了日：令和 8 年 9 月 30 日）

各種規定の改定内容は、**別紙**「新旧対照表」をご参照ください。

4. 電子的な決済手段のご案内

手形・小切手の電子化には、事務負担の軽減・印紙代などのコスト削減、現物紛失リスク低減等のメリットがあります。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として電子記録債権（でんさいネットサービス）ならびにインターネットバンキング「とうしん法人WEB-FBサービス」をご用意しておりますので、お客さまにおかれましてはお早めに電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

◎当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という）も受入れます。</p> <p>2. ～ 4. 省略</p>	<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>2. ～ 4. 省略</p>
<p>第8条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2. ～ 4. 省略</p>	<p>第8条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>2. ～ 4. 省略</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. ～ 4. 省略</p> <p><u>5. 手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>6. ～ 7. 省略</u></p>	<p>第9条（手形、小切手用紙等）</p> <p>1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>3. ～ 4. 省略</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>5. ～ 6. 省略</u></p>
<p>第14条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第14条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

改定前	改定後
<p>第18条（振出日、受取人記載もれ手形・小切手）</p> <p>1. 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれ手形・小切手）</p> <p>1. 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</u></p> <p>2. 省略</p>
<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとしします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとしします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>2. 省略</p>

◎《小切手用法》 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1. 省略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. ～ 7. 省略</p> <p><u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。</u></p> <p><u>9.</u> 省略</p>	<p>1. 省略</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>3. ～ 7. 省略</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>8.</u> 省略</p>

◎《約束手形用法》 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1. ～ 2. 省 略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>4. ～ 7. 省 略</p> <p><u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。</u></p> <p><u>9.</u> 省 略</p>	<p>1. ～ 2. 省 略</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>4. ～ 7. 省 略</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>8.</u> 省 略</p>

◎《為替手形用法》 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1. ～ 3. 省 略</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>5. ～ 9. 省 略</p> <p><u>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。</u></p> <p><u>11.</u> 省 略</p>	<p>1. ～ 3. 省 略</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>5. ～ 9. 省 略</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>10.</u> 省 略</p>

◎当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という）も受入れます。</p> <p>2. ～ 4. 省 略</p>	<p>第2条（当座勘定への受入れ）</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>2. ～ 4. 省 略</p>
<p>第8条（手形の支払）</p> <p>1. この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>2. ～ 3. 省 略</p>	<p>第8条（手形の支払<u>等</u>）</p> <p>1. この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>2. ～ 3. 省 略</p>

改定前	改定後
<p>第9条（手形用紙）</p> <p>1. 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 省略</p> <p><u>3. 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>4. 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>5. ～ 6.</u> 省略</p>	<p>第9条（手形用紙）</p> <p>1. 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>2. 省略</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>3. ～ 4.</u> 省略</p>
<p><u>第10条（手数料）</u></p> <p><u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>第16条（振出日、受取人記載もれ手形）</u></p> <p>1. 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>	<p><u>第15条（振出日、受取人記載もれ手形）</u></p> <p>1. 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>2. 省略</p>

◎普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>

◎貯蓄預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>

◎納税準備預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>
<p>6. 預金の払戻し</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店または当金庫本支店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(4) ～ (5) 省略</p>	<p>6. 預金の払戻し</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。</p> <p>(4) ～ (5) 省略</p>

◎通知預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>4. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>4. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省略</p>

◎定期預金共通規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省 略</p>	<p>2. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省 略</p>

◎一般積立定期預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省 略</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省 略</p>

◎定期積金規定〈スーパー積金〉 新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 省 略</p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 省 略</p>

◎代金取立規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。</p>	<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>